

## 特別養護老人ホームちぎり

# 高齢者虐待防止に関する指針

### 1. 基本的な考え方

2006年(平成18年)4月に『高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)』が施行されました。この法律では高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応を促進することとしています。高齢者虐待防止の取り組みは、入所者さんの人権を守るための取り組みでもあります。

### 2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と広く捉える。

### 3. 高齢者虐待の種類

- イ 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ロ 介護の放棄：放任、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 性的虐待：利用者に猥褻な行為をすること。又は利用者をして猥褻な行為をさせること。
- ホ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 4. 基本方針

#### (1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守し、高齢者の権利利益の擁護に努める。

#### (2) 高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止を図り、不適切なケアが見つければ改善していく。

#### (3) 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに会議等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

## 5. 苦情・ご意見等の対応徹底

施設内における虐待の防止を徹底するために、利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するような最大限の努力をする。

## 6. 法人の責務

虐待を未然に予防する為に、早期に気づき、発見ができるよう定期的に虐待についての教育を行う。虐待を発見した場合、その行為を『絶対に許さない』という方針のもと関係機関に通報する。

## 7. 施設長及び管理者の責務

施設長及び管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者に通報責務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、通報し、対策を講じる。

またこの通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いを行わないこととする。

東三河広域連合 TEL：0532-26-8459 FAX：0532-26-8457

豊川市東部高齢者相談センター（地域包括）

TEL：0533-85-6110 FAX：0533-85-6131

## 8. 職員の責務

職員は日頃より利用者に対し、「自分に置き換えて考え、言われて嫌なこと、されて嫌なことは言わない、しない」を原則とし、不適切であろうと思われるケアを発見した場合は、速やかに上長に報告する。思われるというのは、確たる証拠を必要とするものではない。

職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その兆候を発見した場合は、上長・施設長に報告する責務を有する。

附則

令和6年4月1日 制定

## 高齢者虐待チェックリスト（気づき編）

「あなたの身のまわりで、このようなことはありませんか？」

- 利用者の行動に対して、感情的になり強い口調で注意する。
- 利用者の身体に原因不明の内出血や傷が頻繁に見られる。
- 利用者が食事をなかなか食べないので、介護者が無理やり口に入れる。
- 利用者が話しかけているのを意図的に無視する。
- 経済的な問題は無いのに、費用のかかるサービスを受けさせないなど、利用者のためにお金をかけない。
- 利用者に元気が無かったり不自然な体重の増減がある。
- 利用者の過度な恐怖心、怯えを示す。又は強い脱力感、あきらめ、なげやりの態度をみせる。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話し、恥ずかしい思いをさせる。
- 意図的に外出させないように閉じ込めたり、訪ねてくる人がいても会わせない。
- 認知症によりひとりで歩きまわるので部屋に鍵をかける。
- 利用者の年金や預貯金を管理し、本人に無断で使用する。
- 病気なのに（体調が悪いのに）医師の診察を受けさせない。
- ベッドから落ちないように縛り付ける。
- 介護が大変なので入浴させず、利用者の体から異臭がする。
- 部屋の中にゴミを放置するなど、劣悪な住環境で生活させる。
- 水分や食事を十分与えていないため、脱水症状や栄養失調の状態にある。

## 虐待の具体例（参考）

### ア) 身体的虐待

#### ①暴力的行為

- 平手打ちをする。つねる。
- ぶつかって転ばせる。
- 刃物や器物で外傷を与える。
- 入浴時に熱いシャワーをかけて火傷させる。
- 本人に向かって物を投げたりする。など

#### ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為。

- 医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に体を高く持ち上げる。
- 食事の際に職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

#### ③身体拘束・抑制

### イ) 介護の放棄・放任

#### ①必要とされる介護や世話を怠り、利用者の生活環境・身体や精神的状態を悪化させる行為

- 入浴しておらず異臭がする。髪、髭、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間放置する。
- 室内にゴミが放置されている。ネズミやゴキブリ等がいるなど、劣悪な環境に置かせる。など

#### ②利用者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- 処方どおりの服薬をさせない。副作用が生じているのに放置している。処方どおりの治療食を食べさせない。など

#### ③必要な用具の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為

- ナースコール等を使用させない。手の届かないところにわざと置く。
- 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

④高齢者の権利を無視した行為、又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力をふるう利用者に対して、何らかの予防的手だてをしない

ウ) 心理的虐待

①威嚇的な発言・態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設・居宅）にいれなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。

②侮辱的な発言・態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれ伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」などと侮辱的なことを言う。
- ・排泄の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子供扱いするような呼称で呼ぶ。など

③利用者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくナースコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に利用者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・利用者大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・利用者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる（他利用者にやらせる）など

④利用者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人に意思や状態を無視して食事の全介助をする。など

⑤心理的に利用者を不当に孤立させる行為

- ・本人の、家族に伝えてほしい、という訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など

⑥その他

- ・車椅子で移動介助の際に、速いスピードで走らせ、恐怖心を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員等に見せる。
- ・本人の意思に反して異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣室で、異性の利用者を一緒に入浴、着替えさせたりする。